

既存住宅かし保証検査業務

必要書類のご案内

※ 本紙により保証検査申込みについての必要書類を確認下さい。  
書類に不足がございますと引受けが保留となりますので、不備ございませんよう本紙をご活用ください。

■ 申込時必須書類

必要書類・図面	備考	チェック
既存住宅かし保証保険（個人間用） 保証検査 申込書	契約に有効な御印鑑をご 用意ください。	<input type="checkbox"/>
付近見取図（案内図）	案内図上の対象物件に印 をつけてください。	<input type="checkbox"/>
立面図及び平面図など 間取りのわかるもの（こ の保証検査業務の引受前に増築、改築等がされ ている場合は、その設計図書（平面図、立面図、 構造図もしくはプレカット図及び屋根や外壁の 防水措置の仕様がわかる資料等が必要です。))	ない場合は調査に伴い作 図します。（追加料金を頂 きます。）	<input type="checkbox"/>
売買契約書 約款部分を含む全文（写し）	申込時に締結されていな い場合は、保険証券発行申 請時まで送付ください	<input type="checkbox"/>
下記のいずれかの書面		<input type="checkbox"/>
建築確認を昭和 56 年 6 月 1 日以降に建 築確認を受けた住宅（建築確認後に構造耐 力上影響のある改修がされた場合を除 く）の場合	建築確認の日付が確認で きるもの	<input type="checkbox"/>
上記以外の例示 ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認 を受けて建設された住宅 ② 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を 受けて建設後、建築確認の不要な構造 耐力上影響のある改修がされた住宅 ③ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を 受けて建設後、引渡前に建築確認の不 要な構造耐力上影響のある改修を行う 住宅	耐震性の有無が確認でき る書類	<input type="checkbox"/>

■該当する場合の必要書類

- ・引渡し前に改修工事を行う場合

必要書類・図面	備考	チェック
改修部分に関する状況のわかる図面（写し）	図面がない場合は、仕様書をご提出ください。	
改修工事対象リスト（JIO のホームページ）	検査実施時期の確認に使用します。	

- ・引渡し前リフォーム工事特約又は給排水管路・引渡前工事特約を附帯する場合

必要書類・図面	備考	チェック
引渡前リフォーム工事対象リスト	引渡し前現況検査の申請時まで提出下さい。	

■新耐震基準等の充足を証する書類 1（次のいずれか）

	主な書類	確認内容	書類の種類	チェック
①	建築確認通知書（平成4年までの物件）	建築確認の日付が昭和56年6月1日以降であること。	建築基準法の規定に基づく確認済証、検査済証または特定行政庁が交付する建築確認等に係る記録を証明する書類	□
②	建築確認済証			
③	検査済証			
④	検査済証名義変更届（建築主変更届）			
⑤	基準法第18条第3項の規定に適合する旨の通知書			
⑥	建築確認証明書（建築物確認証明書）			
⑦	建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書（建築確認記載事項証明）			
⑧	建築計画概要書			
⑨	公庫融資設計審査に関する通知書	合格年月日の日付が昭和56年6月1日以降であること	旧）住宅金融公庫の融資を受けたことがわかる書類	
⑩	公庫融資現場審査に係る通知書 〔竣工時〕	合格年月日の日付が昭和58年4月1日以降であること		
⑪	登記事項証明書（登記簿謄（抄）本）	公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和58年4月1日以降であること		
⑫	建設性能評価書（新築）	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条に係る建設住宅性能評価書及びその設計図書		
⑬	住宅瑕疵担保責任保険の保険証券、または、付保証明書	住宅瑕疵担保履行法に基づく保険検査に係るその現場検査の結果に係る資料の写し		

■新耐震基準等の充足を証する書類 2（次のいずれか）

	主な書類	確認内容（基準の詳細は下記★参照）	チェック
⑭	耐震基準適合証明書	・Ⅰ. からⅢ. までのいずれかの基準に適合していることがわかること （下の「★適合を確認する基準詳細」による。）	□
⑮	住宅耐震改修証明書		
⑯	固定資産税減額証明書		
⑰	平成 18 年国交省告示第 185 号の基準に該当する診断基準にしたがって診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書面	・Ⅱ. の基準に適合していることがわかること ・建築士の記名・押印があること	
⑱	既存住宅に係る住宅性能評価書	・Ⅲ. の基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級 1 以上であること	
⑲	上記以外でⅠ. からⅢ. までのいずれかの基準に適合していることを証する書類（建築士の記名・押印があるものに限る）	・Ⅰ. からⅢ. までのいずれかの基準に適合していることがわかること ・建築士の記名・押印があること	

★適合を確認する基準 詳細

- Ⅰ. 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章および第 5 章の 4 に規定する基準
- Ⅱ. 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示 185 号）（財）日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等
- Ⅲ. 評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 1-1（4）イおよびロに規定する基準

2013.4.18 (整理)